

東都島まちづくり協議会規約

平成25年4月15日 制定

平成26年4月 1日 改正

平成28年5月27日 改正

平成29年5月26日 改正

令和 元年5月24日 改正

令和 3年2月26日 改正

東都島まちづくり協議会

東都島まちづくり協議会 運営規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、東都島まちづくり協議会（以下、「本会」という。）と称し、事務所を東都島福祉会館（大阪市都島区都島本通4丁目6番7号）に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、東都島地域とする。

(目 的)

第3条 本会は、東都島地域を誰もが輝く元気なまちづくりにしていくために、東都島地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら、取り組んで行くことを目的とする。

(構 成)

第4条 本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

(活 動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算及び広報等の活動に関する事業
- (2) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (3) 地域の防災、防犯及び交通安全等に関する事業
- (4) 地域福祉及び健康づくりに関する事業
- (5) 子どもの健全育成及び非行防止に関する事業
- (6) 生涯学習、地域スポーツの交流及び郷土文化の継承に関する事業
- (7) 環境美化に関する事業
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業

2 本会は、次に掲げる活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化教育することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者又は公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第2章 役員

(役員及び監事)

第6条 本会に次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 4名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員等の選任)

第7条 前条に規定する役員等は、次の方法により選任する。

- (1) 役員等は、運営委員会において選任すること
- (2) 監事は、他の役員を兼ねることはできない

(役員等の職務)

第8条 役員等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括すること
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行すること
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたること
- (4) 会計は、本会の会計を行うこと
- (5) 監事は、本会の活動及び会計を監査すること

2 監事の役割は、次のとおりとする。

- (1) 監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正な行為若しくは法令、条例及び規則並びに本規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを本会の会長及び都島区長に報告すること

- (2) 役員の仕事執行の状況及び本会の財産の状況について意見を述べること

(役員等の任期)

第9条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、別表に定める各種団体の代表者各1名並びに第20条に定める部会長、副部会長及び部会会計（以下、「運営委員」という。）をもって組織する。

(運営委員会の議決事項)

第11条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画並びに決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 東都島地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第12条 運営委員会は、会長が招集し、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員の2分の1以上の請求があったとき

(会長の専決処分)

第12条の2 会長において運営委員会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、その議決すべき案件を処分することができる。

2 前項の規定による処置については、会長は、次の委員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(運営委員会の議長)

第13条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第14条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の決議)

第15条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の書面表決等)

第16条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決の権限を委任することができる。

2 前項の場合、定足数及び決議の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第17条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印するものとする。

(議事録の公開)

第18条 活動区域の住民（以下、「地域住民」という。）、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧に供さなければならない。

第4章 部会

(部会の設置)

第19条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

第20条 本会に次に掲げる部会を置き、当該各号に定める事業を行う。

- (1) 第一部会・・・地域福祉及び文化教育に関する事業
- (2) 第二部会・・・体育青少年育成に関する事業
- (3) 第三部会・・・防災、防犯、交通、美化及び緑化等、安心安全環境に関する事業
- (4) 広報部会・・・広報紙の発行に関する事業

2 各部会に部会長1名、副部会長若干名及び部会会計1名を置く。

3 部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、天災又は疫病等のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第22条 本会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に運営委員会の承認を受けなければならない。

2 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。

3 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧に供さなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

第23条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を備えなければならない。

2 地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧に供さなければならない。

(事業年度等)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、補助金、交付金、事業収入及び寄付金その他の収入をもって充てる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第25条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

付則 1

この規約は、平成25年4月15日から施行する。

ただし、平成25年度においては、役員の任期は、平成26年3月31日までとする。

付則 2

第6条第(3)号中「部会長 3人」とあるを「部会長 4人」に改める。

この改正に関する規約は、平成26年4月1日から施行する。

付則 3

第6条第(2)号中「副会長 2人」とあるを「副会長 若干名」に改める。

この改正に関する規約は、平成28年5月27日から施行する。

付則 4

第24条第2項に本会の経費の規定を新たに追加する。

この改正に関する規約は、平成29年5月26日から施行する。

付則 5

第22条第1項中「1月以内」とあるを「3月以内」に改める。

この改正に関する規約は、令和元年5月24日から施行する。

付則 6

1 第12条の次に第12条の2の会長の専決処分の規定を加える。

2 第21条第1項に「ただし、天災又は疫病等のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。」の規定を新たに追加する。

この改正に関する規約は、令和3年4月1日から施行する。